

## 高知県立大学における公的研究費の不正防止計画

### (目的)

第1 本計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日付け文部科学大臣決定）」（以下、「ガイドライン」という。）の主旨を踏まえ、高知県立大学（以下、「本学」という。）に交付される研究費を適正に運営及び管理するために、高知県立大学競争的資金等事務取扱要領第4条第2項及び第18条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2 本学における公的研究費の運営及び管理は、他の関係法令及び本学の諸規程によるほか、本計画によるものとする。

### (役割)

第3 研究費の運営及び管理を適正に行なうため、運営及び管理に関わる者は、それぞれ次の役割を有する。

- (1) 学長は、最高管理責任者として、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 事務局長は、経費統括管理責任者として、必要に応じ、本計画の見直しを行なわなければならない。
- (3) 部局長等は、公的研究費の不正防止コンプライアンス推進責任者（以下「不正防止コンプライアンス推進責任者」という。）として、次の役割を有する。
  - ①部局等における公的研究費の不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - ②部局等の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - ③部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### (組織体制及び事務処理手続き)

第4 各部署は、それぞれ次の業務を担当することとし、ガイドラインの主旨を踏まえ、公的研究費の適正な管理及び運営を行なう。

- (1) 研究費に係る経理業務及び検収業務に関しては、会計管理担当部署が行なうこととし、経理担当は事務局職員で組織、検収担当は、研究課題と直接関係のない事務局職員及び教員で組織する。

- (2) 不正防止計画の策定及び見直しに係る業務や、内部監査業務は、不正防止計画・監査担当部署が行なうこととし、不正防止計画策定・推進担当及び監査実施担当は、事務局で公的研究費の会計処理に直接関わっていない職員で組織する。
- (3) 事務手続きや研究費の使用ルールに関する相談業務や、告発や通報への対応業務は、告発・相談対応担当部署が行なうこととし、告発・通報対応担当は、事務局の課長以上の職員で組織、相談担当は、研究課題と直接関係がなくかつ検収担当でない教員及び事務局担当職員で組織する。
- (4) 公的研究費の不正防止コンプライアンス推進副責任者は、不正防止コンプライアンス推進責任者の業務を補助し、公的研究費の管理・執行を適切に行っているか等を確認し、必要に応じて改善を指導し報告することとし、不正防止コンプライアンス推進責任者が構成員の教授の中から指名できる。
- (5) 公的研究費の運営及び管理手続きについては、高知県立大学競争的資金等事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、又は準用し、行なうこととする。

（不正防止の取り組み）

第5 不正防止計画・監査担当部署は、ガイドラインの関連規定の主旨を踏まえ、公的研究費の不正な使用等を防止するため、本学内の関係部署と協力しながら、次の取組を行なうこととする。

(1) 関係者への本計画の周知について

本学内における研修会等の場を含む様々な機会において、次の事項を関係者に周知し、本計画の推進を図るものとする。

- ①研究費執行研究者（退職等により本学の教員でなくなった場合を含む）（以下「研究者」という。）に対しては、研究者個人の発意により提案・採択された研究であっても、研究費は、公的資金等第三者から付託された資金であることから、機関による管理・運営が必要であるという考え方を浸透させること。
- ②公的研究費に関する管理・運営に携わる教員及び事務局職員に対しては、本計画の主旨、内容が十分生かされるよう、周知・徹底すること。

(2) 誓約書の提出

- ①研究者は、研究を遂行するに当たり誓約書を提出しなければならない。（様式1）
- ②一定の取引実績のある業者には、本計画の内容を周知するとともに誓約書の提出を求める。（様式2）

(3) 不正を発生させる要因の把握・対策の検討及びモニタリング

不正防止計画・監査担当部署は、ガイドラインの関連規定の主旨を踏まえつつ、不正の発生を防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な対策を検討することにより、本学の関係者の自主的な取り組みを喚起する。

また、不正防止計画の実施状況に関し、各部署における運営及び管理の状況をアンケート、調査等によりモニタリングすることとする。

(告発等の取扱い)

第6 本学のすべての職員は、研究費の不正な使用を発見したとき、又は不正な使用の疑いがあると思われるときは、統括管理責任者（副学長及び事務局長）に報告するものとし、統括管理責任者は学長に報告するものとする。

2 学長は前項及び前項以外の告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(不正な取引等に関与した業者への対応について)

第7 本学が発注する物品の購入、製造、修繕等（以下「物品等」という。）の取引に関して、不正な取引及び行為を行なった業者については、法人の規程に準じた取扱いを行うこととする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 誓約書

高知県立大学長 様

私は、公的研究費等により研究を遂行するにあたり、以下の事項を遵守することを誓います。

### 記

1. 大学の管理する公的研究費等が、国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識し、適正かつ計画的・効率的に使用し、不正行為を行わないこと。
2. 公的研究費等の使用に当たっては、関係する法令・通知等及び配分機関が定める使用条件並びに本学が定める規程等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係する法令、使用ルールに関する知識の習得や手続きの理解に努めること。
4. 法令、規程等に違反し、不正等を行った場合は、大学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

平成 年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 誓約書

高知県立大学長 様

当社（当法人）は、高知県公立大学法人高知県立大学（以下「高知県立大学」）との取引に当たり、以下の事項を遵守することを誓います。

### 記

1. 高知県公立大学法人の会計、契約に関する諸規程等、高知県立大学競争的資金等事務取扱要領及び高知県立大学における公的研究費の不正防止計画等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 高知県立大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、高知県立大学における取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 高知県立大学の構成員から不正な行為の依頼があった場合には、高知県立大学公的研究費不正使用に関する相談窓口（企画連携部）に通報すること。

平成 年 月 日

（ 住 所 ）

（ 社 名 ）

（代表者役職・氏名）

⑩